

京都大学創立125周年記念シンボルマーク及びスローガンに関する規程

令和2年2月12日総長裁定制定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学創立125周年記念シンボルマーク及びスローガン（以下「シンボルマーク等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク等)

第2条 京都大学創立125周年記念シンボルマークの形状は、別図のとおりとする。

2 京都大学創立125周年記念スローガンは、「京大力、新輝点。」とする。

(使用に関する総括)

第3条 シンボルマーク等の使用に関しては、広報担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括する。

(シンボルマーク等の使用)

第4条 京都大学（以下「本学」という。）の役員及び職員は、職務に関連して、シンボルマーク等を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の役員及び職員は、次の各号に掲げるものにシンボルマーク等を使用することができる。

(1) 本学が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム及び講演会その他の行事に関するもの

(2) 本学の部局等が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム及び講演会その他の行事に関するもの

(3) 前2号の行事に係る図書の刊行等学術事業に関するもの

3 本学の学生及び京都大学学内団体規程（昭和26年達示第3号）により承認を受けた団体は、その所属（肩書き）を示すため、本学のシンボルマーク等を使用することができる。

第5条 前条に定めるもののほか、教職員であった者、卒業生、団体等のうち、担当理事が相当と認めるものは、担当理事が指定する用途に本学のシンボルマーク等を使用することができる。

(シンボルマーク等の使用許可)

第6条 次の各号に該当する場合は、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限る、シンボルマーク等を使用することができる。

(1) 前2条に定める者が同条に定めるもの以外のものにシンボルマーク等を使用する場合

(2) 前2条に定める者以外の者がシンボルマーク等を使用する場合

第7条 シンボルマーク等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限る、シンボルマーク等を使用することができる。なお、担当理事は、当該使用の適否の検討に際し、必要に応じて産官学連携本部長に意見を聴取できる。

- (1) 本学の役員及び職員以外の者が行う本学との共同研究、受託研究等の研究成果に関する広告及び当該研究成果に基づいて開発する製品の広告にシンボルマーク等を使用する場合
- (2) シンボルマーク等を使用した商品を販売する目的でシンボルマーク等を使用する場合
- (3) シンボルマーク等を利用して役務を提供する目的でシンボルマーク等を使用する場合
- (4) その他担当理事が適当と認める場合

第8条 担当理事は、前2条に規定するシンボルマーク等使用の許可に際し、当該使用について必要な条件を付すことができる。

第9条 第4条から第7条までの規定に基づき、シンボルマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）以外の者は、シンボルマーク等を使用してはならない。

（シンボルマーク等使用者の責任等）

第10条 使用者は、シンボルマーク等の使用を許可された商品の瑕疵その他当該商品の使用等によって第三者に生じた損害については、自らの判断と費用負担において対処し、損害賠償その他の責任（製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条に定める責任を含む。）を負うものとする。シンボルマーク等の使用を許可された役務の提供によって第三者に損害が生じた場合も、これと同様とする。

2 使用者は、シンボルマーク等を使用して商品を製造販売し、又は役務を提供するに当たっては、当該商品又は役務に係る法令及び当該商品又は役務の属する業界において策定される自主基準等を遵守するものとする。

3 使用者は、シンボルマーク等の使用を許可された商品の製造販売又は役務の提供に当たり、本学の名誉及び信用を損なうことがないよう最善の注意を払うものとする。

（遵守事項）

第11条 使用者は、この規程及び別に定める使用上のルールその他諸規定並びにシンボルマーク等使用の許可に付された条件を遵守しなければならない。

（使用の取消等）

第12条 担当理事は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 使用者以外の者がシンボルマーク等を使用した場合は、担当理事は、当該使用を中止させるものとする。

3 前2項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことにより損害が生じることがあっても、本学はその責を負わない。

（事務）

第13条 シンボルマーク等の使用に関する事務は、総務部において処理する。

附 則

この規程は、令和2年2月12日から施行する。

別図

